

会 議 記 録

会議名 民生常任委員会

開催日 令和7年9月12日(金) 開会 午前 9時00分

閉会 午前10時22分

出席者 委 員 委員長 森 戸 雅 孝
川 田 俊 介 浅 野 貴 之 古 沢 ちい子
内 海 まさかず 広 瀬 義 明 白 石 幹 男
議 長 梅 澤 米 満
傍 聴 者 小 太 刀 孝 之 市 村 隆 雨 宮 茂 樹
小 平 啓 佑 大 谷 好 一 坂 東 一 敏
小 久 保 かおる 青 木 一 男 松 本 喜 一
針 谷 正 夫 氏 家 晃 福 富 善 明
福 田 裕 司 中 島 克 訓 大 阿 久 岩 人
小 堀 良 江 関 口 孫 一 郎

事務局職員 事務局 長 森 下 義 浩 議事課 長 野 中 繭 実 子
主 査 村 上 憲 之 主 任 齊 藤 千 明

委員会条例第21条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

生活環境部長	茅原節子
保健福祉部長	寺内均
子ども未来部長	首長正博
市民生活課長	小島清
保険年金課長	阿部有子
環境課長	枋木幸夫
クリーン推進課長	成瀬友久
福祉総務課長	高橋宏樹
障がい福祉課長	鈴木木正之
子育て総務課長	大江塚清孝
保育課長	江面健太郎

令和7年第5回栃木市議会定例会

民生常任委員会議事日程

令和7年9月12日 午前9時開議 全員協議会室

- 日程第1 議案第128号 栃木市障がい福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例及び栃木市指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第2 議案第118号 令和7年度栃木市一般会計補正予算（第4号）（所管関係部分）
- 日程第3 議案第119号 令和7年度栃木市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第4 議案第120号 令和7年度栃木市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第5 陳情第 2号 国に介護保険の崩壊的状況の改善を至急求める意見書の提出を求める陳情

◎開会及び開議の宣告

○委員長（森戸雅孝君） ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しております。

ただいまから民生常任委員会を開会いたします。

（午前 9時00分）

◎諸報告

○委員長（森戸雅孝君） 当常任委員会に付託された案件は、各常任委員会議案等付託区分表のとおりであります。

◎議事日程の報告

○委員長（森戸雅孝君） 本日の議事日程は、配付のとおりであります。

◎議案第128号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（森戸雅孝君） ただいまから議事に入ります。

日程第1、議案第128号 栃木市障がい福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例及び栃木市指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

鈴木障がい福祉課長。

○障がい福祉課長（鈴木正之君） おはようございます。本日はどうぞよろしくお願いたします。

ただいま上程いただきました議案第128号 栃木市障がい福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例及び栃木市指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明申し上げます。議案書は29ページ、30ページであります。また、議案説明書は42ページから45ページであります。

初めに、議案説明書により説明いたしますので、議案説明書の42ページを御覧ください。提案理由であります。障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市障がい福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例及び栃木市指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるものであります。

改正の概要につきましては、新旧対照表でご説明いたしますので、44ページ、45ページを御覧ください。まず、上段部分の栃木市障がい福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例ですが、第4条で非常災害対策を行わなければならない障がい福祉サービス事業者に「就労選択

支援事業者」を加え、中段以降にかけての栃木市指定障がい福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例ですが、第5条で非常災害対策を行わなければならない指定障がい福祉サービス事業者に「就労選択支援事業者」を加えるというものであります。

就労選択支援につきましては、障がいのある方が自分に合った働き方を主体的に選択できるよう支援する制度です。今まではサービスの利用を希望する障がい者の就労能力や適性が客観的に評価されることができずに、適切な選択肢につなげられず、就労が定着しなかったり、一旦就労A事業者もしくは就労B事業者等の利用が始まると、利用が固定化されてしまいやすかったという状況がありました。

そこで、今回の就労選択支援では、サービス利用者の持つ課題や必要な配慮といった部分について、障がい者本人と支援者側が共に状況を整理し、評価する就労アセスメントをすることで、就労系福祉サービスの利用から能力の高い方に対しては一般就労までの幅広い選択肢の中で、より適切な進路につなげていこうとするもので、この制度の下で事業を行う場合には、非常災害対策を必要とすることから、就労選択支援事業者を追加するというものです。

43ページにお戻りください。参照条文は地方自治法第96条、普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

第1号、条例を設け、または改廃することであります。

次に、議案書について説明いたしますので、議案書の29ページを御覧ください。このページは、改正条例の制定文であります。

次に、30ページの改め文の内容につきましては、新旧対照表でご説明いたしましたので、省略をさせていただきます。

下段の附則でございますが、この条例は、令和7年10月1日から施行するというものであります。

以上で議案第128号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（森戸雅孝君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法でお願いいたします。

質疑はありませんか。

内海委員。

○委員（内海まさかず君） 今度新たに規定される就労選択支援事業者というのは、栃木市内にあるのですか。

○委員長（森戸雅孝君） 鈴木障がい福祉課長。

○障がい福祉課長（鈴木正之君） これに該当してくる事業者自体は、市内に25事業所あります。ただしということになるのですけれども、国のほうで条件をつけておりまして、それに該当してくる事業者とすると3事業者、それに該当する事業者の要件なのですけれども、まず就労A事業者、B

事業者、それから就労移行支援事業者というその3つになるのですけれども、そのうち過去3年のうちに3人以上の利用者さんが一般の会社に就労している実績があるという事業者さんに対して、今回の就労選択支援の事業者の指定というのが認められているということになりますので、栃木市内でいきますと3事業者が該当事業者ということになります。

○委員長（森戸雅孝君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 該当すれば、その事業を行うというものではないと思うのですけれども、実際就労選択支援事業者というのが市内にあるのでしょうか。

○委員長（森戸雅孝君） 鈴木障がい福祉課長。

○障がい福祉課長（鈴木正之君） これに関しては、指定を受ける必要があります。県のほう、もしくは栃木市であれば栃木市が指定する形になるのですが、その3事業者に確認したところ、今のところ栃木市内で指定を受ける事業者がないという状況になります。その3事業者のうち、まず1つの事業者は人的な部分の問題などから、もう最初から指定を受けるつもりはないというふうに回答いただきました。もう一つが、令和8年4月以降、手を挙げるつもりでおりますという話で、もう一つがちょっと様子を見させてくださいというようなところで、今の段階でいきますと、まだその指定を受ける段階までにはいっていないという状況にあります。

○委員長（森戸雅孝君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 今まで、先ほど言っていましたけれども、就労するのに評価をしなければいけないと、就労アセスメントをしますよというのが、この就労選択支援事業になるのだらうと思うのですけれども、市内になかったら市外に行かなければいけないのか、来年の4月からといっても、そのままできる。今、就労系の福祉サービスを使いたいという利用者がいた場合には、どうなるのですか。

○委員長（森戸雅孝君） 鈴木障がい福祉課長。

○障がい福祉課長（鈴木正之君） この事業自体は10月1日から始まることになりますので、利用者さんのほうからすれば、もう9月も半ばですから、早くそういったところを定めなければいけないという状況になります。栃木市内に今現在、そういった事業所がありませんので、近隣、例えば佐野市、小山市、足利市とかそういう近隣のところでやっている事業所に赴いて、そういったアセスメントを受けるかということになるのですが、B型事業所に通おうとする人たちに関しては、乗り継ぎで電車で行けるかという問題とか、あとはご家族の方がもし朝晩、毎日送り迎えをできればというところではあるのですけれども、なかなかそういった状況も難しいという状況になりますので、国のほうではその辺りのところ、もし近隣にそういった事業所がないとか、足の問題でなかなかそういったところが利用できないとか、そういった状況にある場合には、今までどおり、今までどおりというのは就労移行支援事業者に就労アセスメントをしてもらって、B型に行ったり、A型に行ったりという、そういうことを今までやっていたのですけれども、そういった今までどおりのやり

方で対応するというところで構わないですよというふうになっております。

それなので、今現在の状況でいきますと、栃木市の利用者さんについては、今までどおりのやり方になってくるのかなというふうに私としては思っているところです。

○委員長（森戸雅孝君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 先ほどありました今までどおりというところで、就労移行支援事業者でのアセスメントというのかな、これを受けるということですけども、市内に就労移行支援事業者ってあるのでしょうか。

○委員長（森戸雅孝君） 鈴木障がい福祉課長。

○障がい福祉課長（鈴木正之君） 今現在、都賀に1事業者ございます。ですので、そこを利用いただくかということになるのですが、あくまでも就労選択支援事業者を利用するというのが、新規の利用者さんの場合が主なのです。ですから、例えば今までどこかのA型なりB型なりを利用していた、もしくは一般就労していたという方だったりすると、継続してそのまま使えるということになりますので、新規の方を主にターゲットにしているという形になりますので、市内でいくと就労移行支援事業者1事業者ありますので、そこをお願いする形になるのかなというふうに思っております。

○委員長（森戸雅孝君） よろしいですか。

ほかに。

広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） まず、今回の就労選択支援は、障害者総合支援法の改正、これ2022年でしたか、それを受けて始まったものでございますが、これ適用がもう来月からということで、かなり緊急的な今回の採択になるのだらうと思うのですけれども、まずは最初にお伺いしたいのは、2022年から現在までの約3年間の間で事業者さんの中では、こういったものに対する理解というのは深まっているということで行政は感じていらっしゃいますか。

○委員長（森戸雅孝君） 鈴木障がい福祉課長。

○障がい福祉課長（鈴木正之君） これに関しましては、昨年度の末頃から県のほうでも研修がありまして、栃木市としてもその研修を何度か開催しております。それなので対応してくる事業者さんに関しては、自分のところがそういう該当してくる事業所になっているのか、内容的にどのような内容であるのかというところは把握いただいていると思っております。

○委員長（森戸雅孝君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） なぜお聞きしたかということ、実は就労選択支援を申し込んで、期間的に1か月しかないのですよね、実際にこれを活用できる期間というのが。ということは、アセスメント等もそうなのですが、事業者さんの理解がないとスピード感に欠けてしまうことがあって、どうしてもこれを活用される方々にとって重要な意味をなさなくなる危険性もあるということなので

すけれども、この1か月間という期間で、行政の把握している範囲で構いませんが、3事業者、この方々はその1か月間で十二分に制度活用ができるというふうにお考えになっているということでもよろしいのでしょうか。

○委員長（森戸雅孝君） 鈴木障がい福祉課長。

○障がい福祉課長（鈴木正之君） この1か月間という期間、確かに国のほうでは1か月間のうちに就労アセスメントを行って、利用者さんがどういう適性があるのかというところを見極めるようにという話になっております。これはやっぱり例外の部分がありまして、1か月で確認ができない場合は、2か月までというふうな決まりにはなっているのですけれども、あと1か月間延ばした形でも対応ができるというふうになっております。

ですので、事業者さんのほうで確かに1か月、2か月という期間は、利用者さんたちの長いスパンの就労経験の部分から見たら全然短い期間、その間にアセスメントを行って、計画をつくってと行った、いろいろかなり忙しくなってくる部分ではあるのですが、一応決められた期間というのがございますので、その期間でやるようにということで事業者さんのほうは覚悟を決めているというか、している感じだと思います。

○委員長（森戸雅孝君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） あくまでもこれ1か月から、その先、延びるといのは例外という規定もございまして、本来であれば1か月の中で進めていくのが本来だと思います。ただ、利用サービスが決定した後も、また改めて受け直すこともできる規定になっていたかなとも感じておりますので、ぜひ行政からの適切な指導をしていただければなと感じております。

もう一つちょっとお伺いしたいのですが、実はこの制度、特別支援学校に通われている方々も受けられるかと思いますが、そちらのほうとの意思疎通というのはどのようになっていらっしゃるかお伺いします。

○委員長（森戸雅孝君） 鈴木障がい福祉課長。

○障がい福祉課長（鈴木正之君） 特別支援学校のほうとは、夏休み前に一度打合せを持たせていただいています。今年の卒業生が10名ほどいらっしゃるということで、その10名というのはB型を利用される方が10名いらっしゃるということで、その方々に関しては夏休みの長期期間を利用してのアセスメント、もしくは、もし今後、やっぱりB型を利用される方が1年生、2年生にいらっしゃると思うのですけれども、そういった方々に関しては、事業の中で校長先生のほうが、期間としてこの期間は学校に出席しなくてもいいですよとか、そういった期間を認めてもらえるような状況であれば、それは出席日数云々にはカウントしないということで、国のほうでそういったところは認めている状況でありますし、あとは栃木市でもそうなのですが、栃木市として支援学校の方が実習に来られる方が時々いらっしゃいます。そういったところもアセスメントの一部として認めるような流れで対応していけると思っておりますので、そのような形で支援学校のほうとは意思疎通を

図っていきたいと思っております。

○委員長（森戸雅孝君） ほかに。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 1点だけ。これは新しいサービスですよね。要件を満たしているのは、栃木市では3事業者あるということなのですから、1事業者が来年度からやると。その課題というか、やっぱり新しいサービスということで人材がいないということだと思えるのですけれども、そこから辺の人材育成というか、そういうのはどういうふうに考えているのでしょうか。

○委員長（森戸雅孝君） 鈴木障がい福祉課長。

○障がい福祉課長（鈴木正之君） まだ過渡期といいますか、始まって間もない形になりますので、県のほうでも研修とかというのは準備はしているところなのです。現在、10月から始まる形になりますから、それに沿った形での仮の状態での研修、これは仮の研修ではなくて、研修として事業者さんのほうには、今の現状であれば、これで選択支援事業者として認めますよというか、今後、また研修は進めていく形にはなるのですけれども、現状でこのまま対応いただいているというふうな、そういった流れに今なっているはずですよ。

ですから、改めて、本来であれば新たな事業になりますから、それに沿った形での研修なりに沿って、その上で指定をしていくというふうな流れになると思うのですけれども、今現在の就労選択支援事業者、移行支援事業者というところの中で対応いただけるという流れに今のところはなっています。

○委員長（森戸雅孝君） よろしいですか。

ほかに。

浅野委員。

○委員（浅野貴之君） 先ほど手挙げ方式という話が出ましたけれども、法改正があったから条例改正という必要性については理解するところですが、本市として条例改正をする趣旨としては、もう一度お答えいただきたいと思います。

○委員長（森戸雅孝君） 鈴木障がい福祉課長。

○障がい福祉課長（鈴木正之君） この条例というか、栃木市が今、指定をする形になっていますけれども、これはもともとほかの……栃木市としては、本来であれば県に任せる形でも本当はよかったところだと思います。

ただ、過去に民間保育所さんのほうで、先生方がちょっと執行部の間との確執で大量に辞めてしまったということがありました。そのときに栃木市として業者の指導という部分で後手後手に回ってしまっているところがあって、そこをどうしていったらいいのかという話の中で、それであれば今、県のほうでやっている指導監査というところを栃木市としてやったらいいのではないかという話になって、そこで児童に関する部分と、それと障がいに関する部分を栃木市が指定を受けて、本

来たかったら県がやることを市のほうでスピーディーにできるようにという流れをつくったところ
です。

その流れがあって、本来だったら県のほうでもこれに関しては条例をつくっておりますので、県
のほうの条例に任せるというところでいいと思うのですが、栃木市に関しては、その部分を
栃木市としても独自に条例をつくって対応していくという流れに今なっております。

○委員長（森戸雅孝君） 浅野委員。

○委員（浅野貴之君） 理解いたしました。市としてイニシアチブを取っていくのだということ
ですので、引き続きこの事業が有効になりますように鋭意努力をいただきたいと思います。

○委員長（森戸雅孝君） ほかにありませんか。

古沢委員。

○委員（古沢ちい子君） お世話になります。

今、お話を伺っていた3事業者が該当になるということで、来年、令和8年から手を挙げている
方がいらっしゃるというところで、今、就労支援事業というのは大変望まれている方がたくさんい
らっしゃるところで、今回の就労選択支援事業者ということを加えて、来年、令和8年度からそう
いう事業者が始まっていくということになってきたときの想定にはなるとは思いますけれども、市と
してはどのような効果を求めているのか伺いたいと思います。

○委員長（森戸雅孝君） 鈴木障がい福祉課長。

○障がい福祉課長（鈴木正之君） これに関しては、今の現状が利用者さんの適性に合った形で就労
がされていない部分、もしそういう状況になったりすると、本来だったら長く勤めていただけるの
に短期間で辞めてしまったりとか、場合によってはうちに籠もってしまったりとかということも、
今までも、今現在もきっとあるのかもしれないです。そういったところを就労選択支援事業という
就労アセスメントを入れることによって、ある程度、利用者さんの適性に合った形で就労ができる
というような分が出てきますので、そのところは将来的に利用者さんが、これからずっと働いて
いくというところの中でもそうですし、親御さんたちもそういった自分のお子さんたちが毎日仕事
をして、お給料をもらってという流れにいくということもそうですし、栃木市としてもやっぱり
これから長い期間、そういった利用者さんが笑顔になるか分からないですけども、そういった形
で毎日をご過ごしていただけるという部分になれば、市としての我々行政がお手伝いをする中では、
今後の利用者さん、それから親御さんというところを見ていくと、何と言ったらいいのですかね…
…ごめんなさい。今後の福祉の部分としてはよろしい流れになるのかなというふうに思っておりま
す。すみません。

○委員長（森戸雅孝君） 古沢委員。

○委員（古沢ちい子君） 大変申し訳ありません。就労支援サービスを受けている方々が、今課長が
おっしゃったように、やっぱりきちんと自分で意思が示せないというところが一番の問題だと思

ます。本当に適性に就労ができているかというところを監査していただける市の権限といたしますか、そのところはやっぱり担保していかなくてはいけないと思いますし、利用者も守っていかねばいけない。そのところをきちんと国が考えて、就労選択支援事業者というふうになってきているのだと解釈はしております。

ですので、この条例を改正することによって、なお一層利用者を守る、また事業者をしっかりとサポートできる、そのような条例の一つだというふうに解釈してよろしいでしょうか。

○委員長（森戸雅孝君） 鈴木障がい福祉課長。

○障がい福祉課長（鈴木正之君） 先ほどは失礼しました。この条例自体は、国のほうから国の法律が変わったことによって、こうしていくのですよということにはなるのですけれども、これはひいては、やはり利用者さん、ご家族を守る形になるものではございますので、今、委員さんのおっしゃったとおりのことになってくると思います。

○委員長（森戸雅孝君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 障がい者の就労につなげるということなのですからけれども、その以前の問題として就労するA型事業所が少ないというか、そういう問題もあると思うです。B型はいっぱいあるのですけれども、そこら辺はちょっと条例から離れてしまいますけれども、やっぱり以前の問題として働く場所がないという問題ではないかなと思うので、そこら辺はどういうふうに考えていますか。

○委員長（森戸雅孝君） 鈴木障がい福祉課長。

○障がい福祉課長（鈴木正之君） 委員おっしゃるように、確かにA型事業所、今栃木市内に2事業所しかありません。周辺のところを見ていくと、例えば小山市は少し大きいですから別なのですが、同規模よりも小さな市でも2事業所しかないというふうなところはないのです。

栃木市、今までも何か所できたりするのですけれども、やはり撤退してしまうような状況があって、今現在もその状況になっているというところがありまして、そういう状況にどうしてなってしまうのかなというのもちょうと私も考えてはいるところなのですが、なかなかそれに対する結論が出ないところです。

ただ、利用者さん自体は、私の結論を待ってもらえるわけではないので、市内の事業所に通えない方は当然いらっしゃいます。こういった方々は、小山市なり佐野市なり近隣のところに行っている。A型事業所ですと、やはり能力高いですから、自分で電車を乗り継いでいったり、バスを乗り継いでいったりということも可能ですし、親御さんなどのご協力というのも当然ございますので、市外の事業所の利用というところでも十分に対応いただいているというふうに理解はしております。

○委員長（森戸雅孝君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 移動がなかなか、通勤というかそこら辺がやっぱり親御さんの力を借りないとできないみたいな、そういう問題がありますので、これは条例からちょっと離れてしまいますけれども、ぜひ努力していただきたい。お願いします。

○委員長（森戸雅孝君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第128号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第128号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで議事の終了した執行部の皆様は退席していただいて結構でございます。お疲れさまでした。

〔執行部退席〕

◎議案第118号（所管関係部分）の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（森戸雅孝君） 次に、日程第2、議案第118号 令和7年度栃木市一般会計補正予算（第4号）の所管関係部分を議題といたします。

当局から説明を求めます。

なお、説明欄に記載されております金額については、読み上げを省略していただいて結構です。

小島市民生活課長。

○市民生活課長（小島 清君） ただいまご上程いただきました議案第118号 令和7年度栃木市一般会計補正予算（第4号）の所管関係分につきましてご説明いたします。

まず、歳出についてご説明いたしますので、補正予算書の40、41ページをお開きください。2款3項1目戸籍住民基本台帳費につきましては、補正額402万5,000円の増額であります。説明欄、住民情報管理事務費につきましては、入管法の改正により外国人の居住地等の変更が生じた場合、特定在留カードの内部情報を更新するため、専用機器の導入が必要となったことから、増額したいというものであります。

次の個人番号カード交付事業費につきましては、令和4年2月に導入しました住民基本台帳ネットワークシステム機器のOSがサポート終了を迎えることから、機器の入替えが必要なため、増額したいというものであります。

続きまして、42、43ページをお開きください。3款1項1目社会福祉総務費につきましては、補正額2,588万5,000円の減額であります。説明欄の1行目の職員人件費につきましては、総務人事課の所管となりますが、定期人事異動に伴い、当初見込んでおりました所属の人数や役職等に変更が生じたことによる差額分を精査し、補正するものであります。

以下、職員人件費につきましては、同様の理由により補正するものでありますので、以後の説明は省略させていただきます。

説明欄2行目の国民健康保険特別会計繰出金につきましては、国民健康保険特別会計への繰出金でありまして、マイナ保険証の本格稼働に伴う事務処理の増加への対応として、会計年度任用職員を任用するための人件費の増額と、レセプト点検員の減員による人件費の減額とを精査し、その不用分を減額補正するものであります。

次の後期高齢者医療特別会計繰出金につきましては、後期高齢者医療特別会計への繰出金でありまして、子ども・子育て支援金制度の導入に伴う保険料算定システムの改修委託費の財源として増額したいというものであります。

次のあいあいプラザ管理運営費につきましては、令和7年3月に実施された消防設備点検において不良箇所が生じたことにより、早急な修繕が必要となったため、維持修繕費を増額するものであります。

44、45ページをお開きください。3款2項1目児童福祉総務費につきましては、補正額5,730万1,000円の増額であります。説明欄2行目の学童保育事業費につきましては、学童保育1施設において空調機の老朽化により、本来の機能を十分に果たすことができず、学童保育を利用する児童の健康を害するおそれがあることから、空調機の改修工事を実施するため、増額したいというものであります。

次の保育課一般経常事務費につきましては、都賀幼稚園における過去の不適切な保育の調査結果を判断するに当たり、有識者の意見を伺うための謝金及び職員旅費が必要となったため、増額補正するものであります。

次の保育対策総合支援事業補助金につきましては、国の令和6年度補正予算の本省繰越しにおいて業務のICT化の機器導入のための補助事業が実施されることになったことから増額補正するものであります。

次の3款2項4目児童福祉施設費につきましては、補正額14万4,000円の増額であります。説明欄の会計年度任用職員人件費につきましては、児童館及び地域子育て支援センターに従事する会計年度任用職員の人事異動及び休業代替職員の配置に伴い、旅費を増額したいというものであります。

次の3款2項5目保育所費につきましては、補正額30万7,000円の増額であります。説明欄、保育所共通管理運営費につきましては、いわふね保育園においてP A S 設置改修及びS P D 更新工事が必要となったこと、また日立ジョンソンコントロールズ空調株式会社より大平西保育園及び大平南第1 保育園にエアコンの寄附をいただけることになり、エアコンを交換する工事が必要となったことから増額補正するものであります。

46、47ページをお開きください。4款1項3目環境衛生費につきましては、補正額257万4,000円の増額であります。説明欄、生物多様性保全事業費につきましては、クビアカツヤカミキリの被害が引き続き進行しており、被害木伐採推進事業費補助金の申請件数が当初見込みを上回ると見込まれることから、増額するものであります。

なお、歳入の部分で説明いたしますが、本事業に係る県補助金が減額となっており、一般財源により対応するため、46ページの財源内訳も変更となっております。

48、49ページをお開きください。4款2項2目塵芥処理費につきましては、補正額30万円の増額であります。説明欄、ごみ減量事業費につきましては、電気式生ごみ処理機の補助金の申請件数が当初見込みを上回り、受付終了となってしまいましたが、引き続き家庭から排出される生ごみの資源化及び減量化を推進するため、増額したいというものであります。

以上で歳出の所管関係部分の説明を終わらせていただきます。

○委員長（森戸雅孝君） 続きまして、大塚子育て総務課長。

○子育て総務課長（大塚清孝君） 続きまして、歳入の所管関係部分につきましてご説明申し上げます。

30、31ページをお開きください。15款2項1目2節戸籍住民基本台帳費補助金につきましては、208万6,000円の増額であります。説明欄、個人番号カード交付事務費補助金につきましては、個人番号カード交付等事務機器の入替えに伴い、国庫補助金を増額したいというものであります。

次に、2目1節社会福祉費補助金につきましては、396万円の増額であります。説明欄、子ども・子育て支援事業費補助金（保険年金課）につきましては、令和8年4月より施行される子ども・子育て支援金制度導入に伴い、保険料算定システムの改修費に対する国庫補助金を増額したいというものであります。

次に、2節児童福祉費補助金につきましては、330万5,000円の増額であります。説明欄、子ども・子育て支援交付金（子育て総務課）につきましては、放課後児童健全育成事業に対する国庫補助金を増額したいというものであります。

次の重層的支援体制整備事業交付金（子育て総務課）につきましては、地域子育て支援センターに従事する会計年度任用職員の人件費に対する補助金を増額したいというものであります。

次の保育対策総合支援事業費補助金につきましては、保育所等のI C T 化の推進に係る保育対策総合支援事業補助金に対する国庫補助金を増額したいというものであります。

32、33ページをお開きください。15款3項1目2節戸籍住民基本台帳費委託金につきましては、202万8,000円の増額であります。説明欄、中長期在留者居住地届出等事務費委託金につきましては、特定在留カードの内部情報を更新するための専用機器が必要なことから、委託金を増額したいというものであります。

次に、16款2項2目2節児童福祉費補助金につきましては、93万1,000円の増額であります。説明欄、子ども・子育て支援交付金（子育て総務課）につきましては、放課後児童健全育成事業に対する県補助金を増額したいというものであります。

次の重層的支援体制整備事業交付金（子育て総務課）につきましては、地域子育て支援センターに従事する会計年度任用職員の人件費に対する県補助金を増額したいというものであります。

次に、3目1節保健衛生費補助金につきましては、400万円の減額であります。説明欄、クビアカツヤカミキリ被害木伐採推進事業費補助金につきましては、県補助金の交付決定があり減額であったことから、減額したいというものであります。

34、35ページをお開きください。19款2項20目1節子ども未来基金繰入金につきましては、30万7,000円の増額であります。説明欄、子ども未来基金繰入金につきましては、保育所共通管理運営費における維持補修費として自家用高圧受電設備の改修経費に充てるため、また保育室改修工事費としてエアコン交換工事の経費に充てるため、基金からの繰入金を増額したいというものであります。

以上で歳入の所管関係部分の説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○委員長（森戸雅孝君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については、歳入歳出を一括して審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法により、ページ数もお知らせ願います。

質疑はありませんか。

内海委員。

○委員（内海まさかず君） 41ページの一番上の外国人の方の専用の機器ということなのですが、こういうのって当初で分かるのではないかなと思うのですが、補正になる理由というものは何なのでしょう。

○委員長（森戸雅孝君） 小島市民生活課長。

○市民生活課長（小島 清君） お答え申し上げます。

中長期在留関係につきましては、国の入管法の改正により市のほうで裏書というか、I Cチップのほうに裏書が必要になるということで機器を入れることになりましたが、これにつきましては国のほうの補助金を使って全額やる形になるのですけれども、その補助金の決定等の絡みもありまして、今回の補正で対応させていただいております。

以上です。

○委員長（森戸雅孝君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） ちなみに、市の事務として始めるのはいつからなのですか。

○委員長（森戸雅孝君） 小島市民生活課長。

○市民生活課長（小島 清君） 入管法のほうで施行から2年以内に実施するという形になりまして、この機器につきましても1月までに入れるような指示は来ておりますが、具体的にいつからという決定のほうはまだされておられません。

機械のほうだけ間に合うように1月までに入れ替えるという指示は来ておりますが、具体的にいつから開始という話は来ておりません。ただ、施行から2年以内ということで、今年度中になるのではないかというふうには考えております。

以上です。

○委員長（森戸雅孝君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） では、続きましてその下ということで、OSがサポートが切れるというのはよく騒ぐことなののですけれども、これもこの時期になった理由というのは。

○委員長（森戸雅孝君） 小島市民生活課長。

○市民生活課長（小島 清君） これはウィンドウズ10のサポートが切れるということでの更新になるのですけれども、当初ウィンドウズ11へのアップグレードを検討しておりましたが、仕様等が国のほうから示されまして、ウィンドウズ11へのアップグレードではちょっと対応できないということになりまして、機器の入替えをして、ウィンドウズ11で対応できるような機器の入替えが必要ということで、今回、補正で上げております。

以上です。

○委員長（森戸雅孝君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） これってそういう電算メーカーの人たちが入ってきてやると思って、これ借り上げとなっていますけれども、これって栃木市が買ってやるということなのですか。

○委員長（森戸雅孝君） 小島市民生活課長。

○市民生活課長（小島 清君） この機器につきましては全てリースでやっております、国の事業に係るものになりますので、全額国からの補助金で実施しております。

以上です。

○委員長（森戸雅孝君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君）　なのですけれども、財源は100%国かもしれませんが、もう分かっているようなものなのですけれども、もっと早くとか、準備とか、そういうものはないのですか。あと、機器メーカーさんがリースなので、もうこれ切れますよというふうになりますよね。それは分かっているはずだと思うのですけれども、そういうものってないのですか。

○委員長（森戸雅孝君）　小島市民生活課長。

○市民生活課長（小島 清君）　お答え申し上げます。

先ほどちょっと申し上げましたが、ウィンドウズが切れるということは分かってはいたのですが、これは国からの新しいシステムのほうがウィンドウズ11で提供されるということになりまして、その仕様等が明かされたのが結構最近になりまして、そのためメーカーのほうもウィンドウズ10のアップデートで対応できるのではないかと考えていたところ、国からの示された仕様ですと、アップグレードでは対応できないという形になりまして、それでちょっと間に合わなかったということになります。

以上です。

○委員長（森戸雅孝君）　ほかにありませんか。

白石委員。

○委員（白石幹男君）　45ページ、学童保育事業費で、改修工事費で空調が駄目になったということで補正が上がっているのですけれども、どの学童保育で、これが分かったのはいつなのでしょう、故障が分かったのは。

○委員長（森戸雅孝君）　大塚子育て総務課長。

○子育て総務課長（大塚清孝君）　お答え申し上げます。

学童保育につきましては南小学校の空調設備でございまして、判明したのは今年度に入ってからという部分で、空調が20年以上も経過している部分がありますので、空調が止まったりとか、ちょっと利きが悪いと、あと室外機からの水漏れ等がございまして、部品交換も大変難しい状況なものですから、今般、上げさせていただいたところでございます。

○委員長（森戸雅孝君）　白石委員。

○委員（白石幹男君）　そうしますと、この夏は空調がない中での学童ということになったわけでしょうか。

○委員長（森戸雅孝君）　大塚子育て総務課長。

○子育て総務課長（大塚清孝君）　この空調につきましては全く利かないわけではございませんので、利きが悪いということは、あと止まってしまうというのがあるものですから、何とか夏は乗り切りましたけれども、ちょっと今後、そういう状況なものですから、いつ止まってもおかしくない状況でございまして、今般、上げさせていただいたところでございます。

○委員長（森戸雅孝君）　白石委員。

○委員（白石幹男君） 今年度という、分かっていたということであれば、この夏、対応すべきではなかったかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○委員長（森戸雅孝君） 大塚子育て総務課長。

○子育て総務課長（大塚清孝君） この場所以外にも2か所ほど完全に壊れたところがありまして、そちらは予備費等を使って修繕しているところがあります。こちらは幸いなことにまだ動いてはおりますので、そのような形を取らせていただきました。今後につきましては、定期的に経過年数がかかっているような空調につきましては、計画的に修繕していきたいと考えてございます。

○委員長（森戸雅孝君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 対応を早急にやっていただきたいなど。

それと、その下の下か、保育対策総合支援事業補助金ということですが、ICT化とかという説明はちょっと聞いたのだけれども、この詳しい内容というのはどういうことなのでしょうか。

○委員長（森戸雅孝君） 江面保育課長。

○保育課長（江面健太郎君） お答え申し上げます。

ICTの導入によっての事務の効率化ということで、外国人のお子さんが通園されている園において、例えば通訳とか翻訳のための機能を有する機器の導入であるとか、こども誰でも通園制度の実施に向けてICTの機器の導入であったりとか、あとは保護者との連絡に関しての機能であるとか、園児の登降園の管理とか、そういった機能を持った機器の導入と、システムも含めた導入ということで考えられているものでございます。

○委員長（森戸雅孝君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） これは公立保育園、私立保育園、民間の保育園もありますけれども、これ一つ一つ保育園に入れるという、入れるというかICT化するということなのでしょうか。

○委員長（森戸雅孝君） 江面保育課長。

○保育課長（江面健太郎君） 今回の予算に計上したものは、全て民間園で希望を照会しまして、導入の意向のある民間園に対する助成ということでございます。

○委員長（森戸雅孝君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 希望する民間園というのは、何園なのでしょうか。

○委員長（森戸雅孝君） 江面保育課長。

○保育課長（江面健太郎君） 園の数で申し上げますと7園でございます。

○委員長（森戸雅孝君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） そのほかの園だと、こうした効率化というか、できないということになってしまいますけれども、そこら辺の今後の対応としてはどういうふうになるのでしょうか。

○委員長（森戸雅孝君） 江面保育課長。

○保育課長（江面健太郎君） 今回、7園の助成ということでございますが、もうおおむね民間園に

においてはICTの導入が図れているというふうに認識しております。

○委員長（森戸雅孝君） よろしいですか。

ほかに質疑ありますか。

広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 46、47ページ、環境衛生費の生物多様性保全事業費、クビアカツヤカミキリ被害木伐採推進事業費補助金が257万4,000円計上されております。先ほどご説明で伺ったとおり、歳入のほうでも県の支出金が400万円減額となり、一般財源のほうから657万4,000円が補填をされているというのが現状でございます。まず、今年度予算で1,058万円が計上されております伐採推進事業でございますが、増えたということは被害が大きくて予算が足りないのだろうなというのは推察させていただきますが、県のほうの支出金、これ当初予算ですと800万円が予定されておりました。半分減額されてしまったというのはどのような経緯があったのか、まずお伺いさせていただきます。

○委員長（森戸雅孝君） 栃木環境課長。

○環境課長（栃木幸夫君） 県補助金につきましては、委員おっしゃったとおり800万円が400万円となったところがございますが、こちらにつきましては栃木市だけではなく、全県的に被害が広がっておりまして、そちらのほうで、県のほうの予算も限られた中で、全県的に広がっておりますので、各市町村への配分金が減ったものと思われまして、ですので、県の枠が変わらない中で、各市町村からの要望が、市町村の数だけではなく、事業費のほうもそれぞれ増えておりますので、要望額も増えておりますので、どうしても交付額は減ってしまったものと考えております。

以上です。

○委員長（森戸雅孝君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 課長のおっしゃるとおり、全県下被害が大きい。例えば、今回の決算もそうですが、毎年毎年、非常に大きな額に変動しております。これが例えば歳入ですと、もう一つ入ってくるものがございますけれども、今それについては触れませんが、ぜひといいますか、今年度、そして来年度に向けてもクビアカツヤカミキリ被害というのは非常にまだまだ増えてくるだろうと当然予測されていらっしゃると思うのですが、県への要望も含めて増額というのも今のうちから出していただきたいと思うのですが、その辺のご見解はいかがでしょう。

○委員長（森戸雅孝君） 栃木環境課長。

○環境課長（栃木幸夫君） そのとおりでございますが、県費につきましては非常に重要な財源でございますので、今年度におきましても国、県への市長の要望の際にも、改めてクビアカツヤカミキリの補助金の増額、拡充ということで要望させていただきました。また、市長会の要望等にもそういった要望を出させていただいておりますので、今後も引き続き国、県への要望はやっていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（森戸雅孝君） よろしいですか。

ほかに質疑は。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 関連ですけれども、257万4,000円ということで、これ1本25万円の補助だと思うのですけれども、10本分ですよ。これで十分間に合うのかどうか。

○委員長（森戸雅孝君） 栃木環境課長。

○環境課長（栃木幸夫君） 補助金の限度額が25万円でございますが、今回の補助金増額の算定に当たりますのは、これまで申請された分を平均した金額で計算させていただきました、平均すると約21万円でございます。件数につきましては、昨年度58件の申請をいただきましたので、今年度は60件の申請を見込みまして、この金額を算定させていただいたところでございます。

以上でございます。

○委員長（森戸雅孝君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） これから申請して受けられるというか、まだ余裕があるのでしょうか。

○委員長（森戸雅孝君） 栃木環境課長。

○環境課長（栃木幸夫君） 当初予算の1,000万円につきましては、7月中に満杯といいますか、額を超えてしまいましたので、今後、補正予算がつけば、あと十数件分は受け付けられると思っております、既に予算は終わってしまったとは言ったのですけれども、ちょっとこの補正などを期待して待っている方もいらっしゃいますので、そういう方につきましては、もしつけばですが、早急に申請していただければ、伐採の期間というのが2月とか1月ぐらいまでに切ってくださいということもございますので、早急な申請をしていただければと考えております。

以上です。

○委員長（森戸雅孝君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） それと成虫が出ないように網を、青い網みたいなものをずっと幹に巻いていきますけれども、それに対しては補助というか、あるのでしょうか。

○委員長（森戸雅孝君） 栃木環境課長。

○環境課長（栃木幸夫君） 今回は伐採の補助金でございますが、網とか、あとは木に薬を入れる樹幹注入剤というのが、栃木市でもそうですけれども、民間でもそういったものをやっていたいているのですが、そちらにつきましては現段階では補助金などはございませんので、自己負担でやっていたいております。

以上です。

○委員長（森戸雅孝君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

古沢委員。

○委員（古沢ちい子君） 49ページです。ごみ減量事業費で30万円の補正なのですが、電気式で、生ごみの補助金の増額でということ、現時点でどのくらいの申請が出ているのか、見込みでこの30万円の計上の根拠を教えてください。

○委員長（森戸雅孝君） 成瀬クリーン推進課長。

○クリーン推進課長（成瀬友久君） 生ごみ処理機の補助金につきましては、今年度40機を計上しておりました。というのは、昨年度35機を計上いたしまして、ほぼ同時期、7月には終了した経緯がありましたので、増機したところなのですが、今年度につきましても7月29日で受付のほうがいっぱいになってしまいまして、今ホームページ等を通して、すみません、受付がいっぱいになってしまいましたということで周知をしているところです。まだ7月末現在ですので、今後、今年度、それなりの潜在的な需要というのは当然見込めるのかなというふうに考えております。それを踏まえて、来年度予算については、それらの状況を見据えた上で計上していきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（森戸雅孝君） 古沢委員。

○委員（古沢ちい子君） すみません。具体的に何機の予定で30万円の計上か教えてください。

○委員長（森戸雅孝君） 成瀬クリーン推進課長。

○クリーン推進課長（成瀬友久君） 15機分になります。

○委員長（森戸雅孝君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第118号の所管関係部分を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第118号の所管関係部分は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで議事の終了した執行部の皆様は退席していただいて結構でございます。大変お疲れさまでございました。

〔執行部退席〕

◎議案第119号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（森戸雅孝君） 次に、日程第3、議案第119号 令和7年度栃木市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

なお、説明欄に記載の金額については、読み上げを省略していただいて結構です。

阿部保険年金課長。

○保険年金課長（阿部有子君） ただいまご上程をいただきました議案第119号 令和7年度栃木市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明を申し上げますので、恐れ入りますが補正予算書の7ページをお開きください。令和7年度栃木市の国民健康保険特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによるというものであります。

歳入歳出予算の補正は、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ138万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ166億6,884万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるというものであります。

それでは、補正予算の内容につきまして、歳出からご説明いたしますので、86、87ページをお開きください。1款1項1目一般管理費、補正額138万3,000円の減額であります。説明欄、会計年度任用職員人件費につきましては、マイナ保険証の本格稼働に伴う事務処理の増加への対応として、会計年度任用職員を任用するための人件費の増額と、レセプト点検員の減員による人件費の減額とを精査し、その不用分を一般会計へ戻し入れるため、減額補正するものであります。

続きまして、歳入についてご説明いたしますので、84、85ページにお戻りください。7款1項1目一般会計繰入金、補正額138万3,000円の減額であります。説明欄、事務費繰入金につきましては、一般会計から繰り入れでありまして、会計年度任用職員任用のための人件費の精査により、その不用分を減額補正するものであります。

以上で栃木市国民健康保険特別会計補正予算の説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（森戸雅孝君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については、歳入歳出を一括して審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法によりページ数もお知らせ願います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第119号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第119号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第120号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（森戸雅孝君） 次に、日程第4、議案第120号 令和7年度栃木市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

なお、説明欄に記載の金額については、読み上げを省略していただいて結構です。

阿部保険年金課長。

○保険年金課長（阿部有子君） ただいまご上程をいただきました議案第120号 令和7年度栃木市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明を申し上げますので、補正予算書の11ページをお開きください。令和7年度栃木市の後期高齢者医療特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによるというものであります。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ396万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億3,546万3,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるというものであります。

それでは、補正予算の内容につきまして歳出からご説明いたしますので、100、101ページをお開きください。1款2項1目徴収費、補正額396万円の増額であります。説明欄、後期高齢者医療保

除料賦課事務費につきましては、子ども・子育て支援金制度の導入に伴い、保険料算定システムの改修費を増額したいというものであります。

続きまして、歳入についてご説明いたしますので、98、99ページにお戻りください。4款1項1目事務費繰入金、補正額396万円の増額であります。説明欄、事務費繰入金につきましては、一般会計からの繰入れでありまして、保険料算定システムの改修費を増額したいというものであります。

以上で栃木市後期高齢者医療特別会計補正予算の説明を終わります。ご審議のほどよろしく願います。

○委員長（森戸雅孝君） ありがとうございます。

以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については、歳入歳出を一括して審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ご異議なしと認めます。

そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法によりページ数もお知らせ願います。

質疑はありませんか。

白石委員。

○委員（白石幹男君） システムの改修費ということで396万円なのですけども、これ一般会計からの繰入れなのだけですけども、これは国の補助金というのがあるのではないですか。これ一般会計に入って、ここにまた入るというシステムなのでしょうか。

○委員長（森戸雅孝君） 阿部保険年金課長。

○保険年金課長（阿部有子君） こちらは10分の10で国の補助がこども家庭庁のほうからあります。後期高齢で、そういった国庫補助などの歳入を受ける場合は、まず一般会計に入れまして、その後、後期特会のほうに繰り出すというような形を取っております。

以上です。

○委員長（森戸雅孝君） よろしいですか。

ほかに。

内海委員。

○委員（内海まさかず君） 10分の10というは分かりましたけれども、400万円というのは結構高額なのです。多分料金システムを変えるときにこのぐらいの金が入るのですけれども、この額の算定の根拠というのは何なのですか。

○委員長（森戸雅孝君） 阿部保険年金課長。

○保険年金課長（阿部有子君） こちらの金額につきましては、被保険者の数によってベンダーのほうで算定しているものであります。国から仕様が来まして、ベンダーのほうでそれをはじきまして各市町に周知というか、示されるところなのですけれども、見積書の中で細かく項目ごとに示されたものがございしますが、ベンダーのほうからは被保険者の数によって、その金額は変わるというふうには聞いております。

以上です。

○委員長（森戸雅孝君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 単純に考えるならば、後期高齢者から子供の子育て支援金取るのかみたいなところもあるのですけれども、1件当たり幾らみたいな形なのでしょうか。その金額を教えてください。いただければと思います。

○委員長（森戸雅孝君） 阿部保険年金課長。

○保険年金課長（阿部有子君） すみません。ベンダーから提出されました見積書のほうには、1件幾らという形ではなくて、何々機能幾ら、何々機能幾らという形の機能ごとの費用が示されております。その被保険者ごとというのは、ほとんどの市町が、名前を出してしまいますとTKCなのですが、TKCから示された表示をしておりますので、比較したときに大きな市はこれぐらい、小さな市は、町はこれぐらいというような形で、その自治体の規模によって金額が変わっているということが分かる状況でございます。単価が幾らという形ではございません。

以上です。

○委員長（森戸雅孝君） よろしいですか。

ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第120号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第120号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで議事の終了した執行部の皆様は、退席していただいて結構でございます。大変お疲れさま

でした。

〔執行部退席〕

◎陳情第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（森戸雅孝君） 次に、日程第5、陳情第2号 国に介護保険の崩壊的状況の改善を至急求める意見書の提出を求める陳情を議題といたします。

初めに、請願・陳情文書表を書記に朗読させます。

齊藤書記。

〔書記朗読〕

○委員長（森戸雅孝君） これより審査に入ります。

なお、各委員のご発言の際には、陳情の趣旨やその論点等について、さらには陳情に対する賛否などを自由にご討議いただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、ご意見等がありましたらご発言願います。

浅野委員。

○委員（浅野貴之君） 私は陳情の採択に賛成の立場であります。先日、現場の切実なるお声をいただきました。危機的な状況を通り越して、崩壊的な状況にあるということでもあります。事業者も大変ですし、利用者も大変だということで、介護保険制度そのものの転換期にあるということだと思います。物価高騰も併せて、介護保険制度そのものの危機的な状況、崩壊的な状況を現場の声を拾って、また地方から国にそういった声を届けるということは非常に大変重要であると思っておりますので、採択すべきだと私は考えます。

○委員長（森戸雅孝君） ほかにご意見。

古沢委員。

○委員（古沢ちい子君） 採択の方向で考えております。今おっしゃったように、また先日、意見陳述もいただきましたように、介護の現場は大変厳しい状況だということで、特に訪問介護のほうからこれから需要も増えてきますのに、大変な状況なので、ぜひこれは採択をして、国に上げていきたいと思っております。

以上です。

○委員長（森戸雅孝君） ほかにご意見ありますか。

川田副委員長。

○副委員長（川田俊介君） 私も採択の方向で考えております。実は、私もこの間、関係者、各団体の方から意見を聞いたのですが、私も昨年、私の経営者仲間の介護事業所を営んでいる仲間が、ちょっと会社の、介護事業所の経営が行き詰まっています、やっぱり人が集まらないし、賃料を上げたくても介護報酬がもう4%に下がってしまって給料を上げられない中、経営が行き詰まって

しまつて、3事業所あったところを東京の大手に、何とその法人を1円で売り渡したというのを私も目の当たりにしています。

なので、この陳情は、やっぱり私たちは率先して採択すべきという立場から、私は意見させていただきます。

○委員長（森戸雅孝君） ほかにご意見等はいかがですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） では、ほかにご発言はないようですので、ただいまから陳情第2号について採決いたします。

お諮りいたします。本陳情を採択すべきものとすることに賛成の委員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○委員長（森戸雅孝君） 全員起立であります。

したがいまして、陳情第2号は採択すべきものと決定いたしました。

◎閉会の宣告

○委員長（森戸雅孝君） 以上で当常任委員会の審査は終了いたしました。

なお、審査報告書及び委員長報告の作成については、正副委員長にご一任願います。

これをもちまして民生常任委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

（午前10時22分）